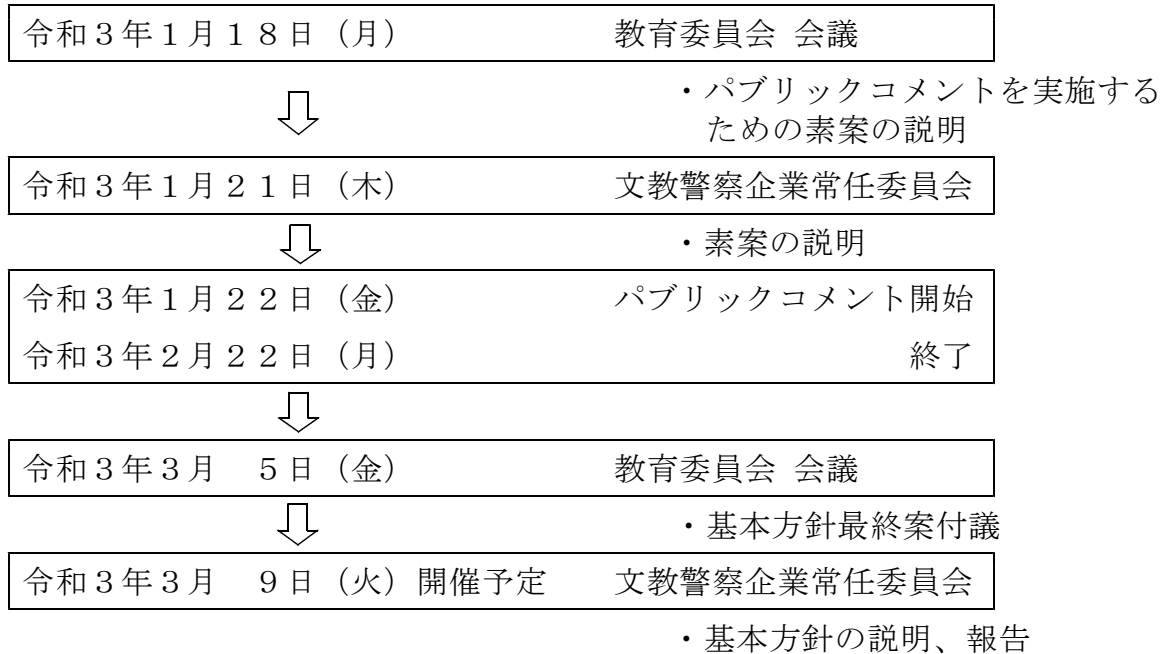


宮崎県立高等学校教育整備基本方針の策定について

1 経緯



2 パブリックコメント結果について(概要)

別紙資料1

(1) 意見募集期間

令和3年1月22日(金)から2月22日(月)まで

(2) 閲覧場所

県民情報センター、各県政相談室、高校教育課、県ホームページ等

(3) 意見件数

10名 22件

3 パブリックコメントへの対応について

- (1) いただいた御意見を検討した結果、具体的に「このように修正してほしい」との御意見はなく、素案を具体化する際に意見が反映されるよう配慮して欲しいとの趣旨であると判断するので、特段の修正は行わない。
- (2) いただいた貴重な御意見については、全て今後の施策等の推進の参考とする。

整理番号	頁	御意見の趣旨	県の考え方(案)
1	8	I C T活用や地域と学校との連携・協働等の高等学校教育の質の向上に当たっては、教員の増員が必要ではないか。	教職員について、資質向上や業務改善を図るとともに、優れた人材の確保等の課題についても検討してまいります。
2	3, 9	学校におけるI C T活用の推進に当たっては、B Y O Dの導入等、具体的な取組が必要ではないか。	教育の情報化やI C T活用の推進については、学校におけるB Y O D(個人端末の活用等)のモデル研究等を行いながら、生徒の個別最適な学習活動の在り方について検討してまいります。
3	9	人権を尊重し豊かな心を育む教育の充実については、ディベートやパネルディスカッション等の活動を通して、繰り返し「人権意識」を育むことが大切ではないか。形だけの指導でなく、生徒が普段の生活の中で、差別的発言や行動等に気付く指導を心がけて欲しい。	学校は、学習の機会と学力を保障するという役割のみならず、様々な体験活動を通して、人と安全・安心につながるができるセーフティネットとしての役割も有していると考えます。今後も、体験活動の充実に努めるとともに、関係機関等との連携体制の充実に努めてまいります。
4	9	道徳教育の充実に向け、「教職員の指導力を向上させるための研修等の一層の充実を図る」とあるが、具体的にはどのような取組を行うのか。	高等学校における道徳教育は、教育活動全体を通じて行っております。今後は、公民科に新たに設けられた「公共」等の学習も中核的な指導の場面となることから、その科目研究を深めるとともに、様々な教育活動の実践の充実を図りたいと考えております。
5	10	文化芸術活動の推進について、S T E A M教育などの教科横断的な学習を前提とした充実を図るとあるが、この場合、文化芸術活動の充実の側面が薄れてくるのではないか。	高等学校における文化芸術活動は、部活動をはじめ、教育課程外の活動でも盛んに行われており、生徒の豊かな情操の育成に繋がっていると考えます。 これらの活動で得た経験を「教科横断的な学習」や「総合的な探究の時間」等でも生かすことにより、相乗的に充実した活動が展開できると考えております。
6	10	食育の推進について、本県産の農林水産物の魅力等を含めて、指導の充実を図ることが大切ではないか。	生徒の生活環境が多様化する中、食育についても、これまで以上に個々の生徒に寄り添った支援が必要だと考えています。食に関する資質・能力を定着させるため、いただいた御意見を含め、教科等横断的な視点での学びを充実させたいと考えております。
7	11	アスリート等の人材育成については、スポーツトレーナーの配置を行い、科学的トレーニングにより充実を図ってはどうか。 また、強化校指定により、県外からの生徒受け入れを行い、特色ある学校づくりを図ってはどうか。	本方針においては、これからの県立高等学校教育の方向性等の基本的な考え方を示しており、具体的な対応については、今後、関係機関等と協議を行いながら検討してまいりたいと考えております。
8	11	就職後3年未満の離職者が増加している問題は、高校だけの問題でない。小中学校からの系統的なキャリア教育が大切である。労働＝社会貢献の考えを大人が伝え、自信を持って若者が働くことができる世の中にすることが大事だと思う。	生徒が自己の在り方生き方を考え、自らの将来像を描き、夢に向かって主体的に成長することができるよう関係機関等とも連携・協働して、一層の充実を図ってまいります。

整理番号	頁	御意見の趣旨	県の考え方（案）
9	12	現在、地域ブランド米の開発にあたり、高等学校と連携してイメージキャラクターのデザイン等を行っている。今後も高等学校と連携したプロジェクトを展開していきたい。	高等学校において、地域の担い手育成や地域づくりにつながる教育活動の充実を図るためには、地域住民や保護者、NPO、企業等の幅広い皆様の参画を得て、地域と学校が相互パートナーとして連携・協働することが大切だと考えます。 今後も、引き続き、御協力をお願いいたします。
10	13	主権者教育の推進において、貧困に陥らない、また、貧困の連鎖を絶つために、いわゆる「脱貧困学習」を行うべきと考える。	よりよい社会の実現に向け、公民科に新たに設けられた「公共」の学習をはじめ、「総合的な探究の時間」の学習等において、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養い、必要とされる資質・能力を育みたいと考えております。
11	13	県外からの生徒受け入れによる特色ある学校づくりの推進について、県立高校が行う理由がわからない。	令和2年度公立高校入学者選抜において、県外からの募集を実施している県は35道府県となっています。 本県が現在行っている「県外からの出願を認める制度」については、県外からの生徒を積極的に受け入れることにより、県内の生徒に様々な価値観や考え方の生徒と切磋琢磨する環境を提供できる等の目的から、地域のニーズに応じる形で、募集定員を制限して実施しています。 今後も、本県の生徒にとって魅力と活力ある教育環境を提供する視点から、検討してまいります。
12	14	学科等の方向性について、全体的に具体的な取組が見えない。 例えば、地域づくりに特化した学科・コースの創設や連携型中高一貫教育校の増設を考えてはどうか。 さらに、発達障がいや不登校生徒に対応できる学科・コースの創設を考えてはどうか。	本方針においては、これからの県立高等学校教育の方向性等の基本的な考え方を示しており、具体的な対応については、今後、関係機関等とも協議を行いながら検討してまいりたいと考えております。
13	14	多様な生徒のニーズに応じて、様々な教育活動が求められているが、実施に当たっては、柔軟な対応が可能になるようにすべきと考える。	本方針においては、これからの県立高等学校教育の方向性等の基本的な考え方を示しており、具体的な対応については、今後、関係機関等とも協議を行いながら検討してまいりたいと考えております。 その際、生徒・保護者・地域のニーズ等に適切に配慮できるよう、検討してまいります。
14	17	中高一貫教育については、現在設置している県立中学校以外に、新たな県立中学校を検討しているのか。	本方針においては、現在設置している中高一貫教育の充実を中心に示しています。なお、新たな県立中学校の設置を検討する際は、関係機関等とも意見交換を行うなど、地域ニーズ等の丁寧な把握に努め、対応してまいりたいと考えております。
15	18	インクルーシブ教育システムの推進に当たっては、校舎内の段差解消等の環境整備が必要ではないか。	生徒が安全な環境の中で安心して教育を受けられるように、施設・設備の整備・充実を図ることが大切と考えています。御指摘の点につきましては、ニーズを把握するとともに、それを踏まえた対応を検討してまいります。
16	18	トイレや更衣室等については、性的マイノリティへの配慮が必要ではないか。	

教 程 番 号	頁	御意見の趣旨	県の考え方（案）
17	19	学校の規模については、都道府県の実情に応じて学級編制の標準等を設定できるよう、国に働きかけを行う必要があるのではないか。	学級編制の標準については、教職員定数等の教育指導体制の改善とも関連していることから、引き続き、国の動向等を注視してまいりたいと考えております。
18	19	これからの高等学校の整備の方向性について、「地域の持続的成長を支える人材育成の核としての役割」の視点が盛り込まれており、評価している。 活力ある県立高校づくりに向けて、地域も全力で協力していきたい。	今後、生徒数の減少により、各高等学校が小規模化する中、生徒にとって魅力と活力ある教育環境を提供できるようにするため、地域との連携を深めることは不可欠だと考えます。 今後も、引き続き、御協力をお願いいたします。
19	20	生徒数の減少により魅力と活力ある教育活動の展開が困難となった場合には、統廃合を含めて、その後の在り方を検討するとなっているが、その際のクラス数、生徒数等の基準があるのか。	全日制高等学校の望ましい規模の考え方については、生徒にとって魅力と活力ある教育活動を提供できるかという視点と地域の持続的成長を支える人材育成の核としての役割の視点から検討を行うこととしています。 このようなことから、まずは、統廃合ありきではなく、現在の各高等学校が魅力と活力を失わないように、地域と連携しながら教育環境の充実を図りたいと考えております。そのため、本方針では、統廃合の具体的な基準は示しておりません。
20	20	今後の対応方針について、大規模校は他の高等学校との調和を図りながら、小規模校は地域のニーズ等に配慮しながら検討を行うとあるが、「他の高等学校」や「地域のニーズ等」に私立高等学校も含まれるか。	本方針においては、これからの県立高等学校教育の方向性等の基本的な考え方を示しており、具体的な対応については、今後、関係機関等とも協議を行いながら検討してまいりたいと考えております。 「他の高等学校」については、県内の学校のみならず、広い視点から高等学校の存在意義や役割等を踏まえて検討したいと考えています。 「地域のニーズ等」については、教育という視点のみならず、地域連携の中で求められる様々な状況を想定しています。
21	22	これからの地域づくりになくてはならない重要な拠点である福島高等学校の存続をお願いしたい。	連携型中高一貫教育を行う福島高等学校は、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、地域と連携した特徴的な教育活動を展開しています。 今後とも、福島高等学校が生徒にとって魅力と活力ある教育環境を提供することができるよう、また、地域の持続的成長を支える人材育成の核となれるよう、学校と地域の連携を推進し、更なる魅力づくりに向けた教育課程等の検討を行いたいと考えております。
22	25	飯野高校では、生徒にとって魅力と活力ある教育環境を提供する視点から「県外からの生徒受け入れ」を行っている。西諸県地区の学びの在り方の具体的な方針の中に明記してはどうか。	本方針においては、これからの県立高等学校教育の方向性等の基本的な考え方を示しており、具体的な個別の学校の取組については、今後、関係機関等とも協議を行いながら検討してまいります。 飯野高校の取組については、本県における他校のモデルとして、様々な場面で紹介させていただきます。

社会的背景

- Society5.0と呼ばれる社会の到来など、激しい社会情勢の変化
- 感染症の影響等により、将来社会の先行き不透明感が増大

本県高等学校の現状

- 生徒それぞれの実情・ニーズに応じて、個々に応じた多様な学びの充実が必要
- 本県の産業・暮らしを支える人材不足が懸念される中、質の高い人材づくり教育が必要
- 地元自治体や大学、企業等との協働の中で、高校を持続的な地方創生の核とする期待の高まり

令和元・2年度
宮崎県学校教育計画懇話会

令和2年
10月報告

宮崎県教育振興基本計画
(令和元年策定)

4つの基本目標
15の施策

宮崎県立高等学校教育整備基本方針

〔令和3年3月策定〕

- 令和3年度から8年間を通じて目指す本県高等学校教育の姿
- 高等学校を取り巻く社会の変化に対応するため、令和6年度末を目途に見直し

求められる学校像

- ICT活用によるオンライン教育と対面指導とのハイブリッド学習の実現
- 協働等により新たな価値を創造できる生徒育成を目指した多様かつ質の高い学びの実現
- 人間らしく豊かに生活し、持続可能な社会の形成に参画できる生徒育成の実現
- 地域の良さを知り、地域社会を牽引する創り手の育成を実現
- 生徒のニーズに合わせて多様な学びにアクセスできる環境の提供
- 社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育てるキャリア教育を推進

新時代へ向けた宮崎の高等学校教育の創造

魅力ある高等学校教育の推進

- 1 高等学校教育の質の向上
- 2 学科等の方向性

活力ある高等学校教育の推進

- 1 活力ある高校づくりの方向性
- 2 各地域の学びの在り方

→ 今後、地域とともにスクール・ミッションを再定義し、各高等学校で3つのスクール・ポリシーを策定

魅力ある高等学校教育の推進

1 高等学校教育の質の向上

- (1) 確かな学力を育む教育の充実
 - 地域社会との協働による「探究的な学び」、STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進
 - 教育の情報化及びICT活用の推進による個別最適な学習の実現など
- (2) 人権を尊重し豊かな心を育む教育の充実
 - 人権感覚の育成、道徳教育の充実 など
- (3) スポーツの推進・学校体育教育の充実
 - 体育・保健体育の授業の充実及び体力づくりの推進 など
- (4) キャリア教育など多様な人材を育む教育の推進
 - 地域と連携したキャリア教育の推進
 - 農林水産業の担い手やものづくり産業の人材育成の推進 など
- (5) 地域と学校の連携・協働の推進
 - 地域課題をテーマとした探究的な学び、学校を核とした地域づくりの推進
 - 主権者教育の推進及び地域活動への参画と充実
 - コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の推進 など

2 学科等の方向性

- (1) 普通科及び普通科系専門学科
 - 教育の情報化及びICT活用の推進、教育課程の工夫・改善により、更なる学力向上に向けた教育活動の充実 など
- (2) 職業教育を主とする専門学科
 - キャリア教育の工夫・改善を図り、地域産業等を担う人材育成に向けた高い専門性が身に付けられる実践的・体験的な教育活動の充実 など
- (3) 総合学科
 - 主体的な学習に対応した選択科目の見直しや学習指導の工夫・改善など
- (4) 定時制・通信制課程
 - 多様なニーズに対応した体制の充実やICTの活用 など
- (5) 中高一貫教育
 - 中高連携による特色ある教育活動を推進 など
- (6) 多様なニーズ、特別な支援を必要とする生徒への対応
 - インクルーシブ教育システムの構築の推進、通級による指導の充実
 - 高等学校と特別支援学校との連携の推進 など



活力ある高等学校教育の推進

1 活力ある県立高校づくりの方向性

- (1) 基本的な考え方

「生徒にとって魅力と活力のある教育環境を提供することができるかという視点」と「地域の持続的成長を支える人材育成の核としての役割という視点」等から、望ましい規模の考え方などを総合的に検討します。
- (2) 全日制高等学校の望ましい規模

学校の活力を維持し、教育効果がより良く発揮できるようにするため、一定の学校規模を維持します。

2 各地域の学びの在り方

各地域の中学校卒業生数の推移から、各地域の教育環境についての具体的な検討の方向性や募集定員の見直し等を示します。

なお、現時点の予測の数であり、今後の変化が見込まれるため、最終的な募集定員等については前年度に確定します。

